

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		6,488,511 ^{千円}	760,000 ^{千円}	7,248,511 ^{千円}
	1 負担金	6,488,511	760,000	7,248,511
2 使用料及び手数料		9,177,047	△ 27,575	9,149,472
	1 使用料	9,177,037	△ 27,575	9,149,462
3 国庫支出金		1,300,000	2,790,575	4,090,575
	1 国庫負担金	1,300,000	2,790,575	4,090,575
6 繰入金		2,010,500	△ 595,000	1,415,500
	1 他会計繰入金	510,500	△ 295,000	215,500
	2 他会計借入金	1,500,000	△ 300,000	1,200,000
9 組合債		8,363,000	1,867,000	10,230,000
	1 組合債	8,363,000	1,867,000	10,230,000
歳入	合計	35,038,000	4,795,000	39,833,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		172,936 ^{千円}	△ 1,914 ^{千円}	171,022 ^{千円}
	1 議会費	172,936	△ 1,914	171,022
2 総務費		3,754,541	△ 251,745	3,502,796
	1 総務管理費	3,682,000	△ 250,580	3,431,420
	2 監査委員費	72,541	△ 1,165	71,376
3 企画調整費		861,350	△ 9,766	851,584
	1 企画調整管理費	762,239	△ 9,766	752,473
4 港営費		4,966,370	△ 313,862	4,652,508
	1 港営管理費	1,131,859	△ 13,862	1,117,997
	2 運営費	3,834,511	△ 300,000	3,534,511
5 建設費		15,013,803	5,372,287	20,386,090
	1 建設管理費	1,724,683	△ 23,549	1,701,134
	2 整備費	13,289,120	5,395,836	18,684,956
歳出	合計	35,038,000	4,795,000	39,833,000

第2表 線越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
5 建設費	2 整備費	飛島ふ頭道路整備費	千円 —	千円 250,000
		港湾施設保安対策整備費	200,000	5,896,498
計			1,540,000	7,486,498

第3表 組合債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
港湾整備事業	千円 2,176,000	千円 157,000	千円 2,333,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借換えることができる。
単独事業	721,000	1,710,000	2,431,000			
計	8,363,000	1,867,000	10,230,000			

平成15年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算

平成15年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ295,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ367,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金収入		千円 446,370	千円 △ 295,000	千円 151,370
	5 積戻金	370,500	△ 295,000	75,500
歳入合計		662,564	△ 295,000	367,564

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金		千円 446,370	千円 △ 295,000	千円 151,370
	2 繰出金	370,500	△ 295,000	75,500
歳出合計		662,564	△ 295,000	367,564

平成15年度名古屋港管理組合理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成15年度名古屋港管理組合理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成15年度名古屋港管理組合理立事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 埋立事業費用	451,000千円	12,000千円	463,000千円
第2項 営業外費用	12,932千円	12,000千円	24,932千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正し、かつこ書の「2,195,000千円」を「1,253,333千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,603,000千円	461,667千円	2,064,667千円
第2項 埋立事業収入	118,819千円	461,667千円	580,486千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,798,000千円	△ 480,000千円	3,318,000千円
第2項 西部地区埋立事業費	877,900千円	△ 180,000千円	697,900千円
第6項 他会計貸付金	1,500,000千円	△ 300,000千円	1,200,000千円

(△印は、減額を示す。)

名古屋港管理組合告示第11号

平成13年名古屋港管理組合告示第29号(名古屋港管理組合情報公開条例施行規則第14条第1項の規定に基づく法人の指定)の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

「財団法人名古屋港文化センター」を「財団法人名古屋みなと振興財団」に改める。

名古屋港管理組合告示第12号

平成14年名古屋港管理組合告示第3号(名古屋港管理組合情報公開条例施行規則第14条第1項の規定に基づく法人の指定)の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

「財団法人名古屋港水族館」を削る。

名古屋港管理組合告示第13号

次の港湾施設は、平成16年4月1日から次のとおり変更する。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 貯木場
変更前

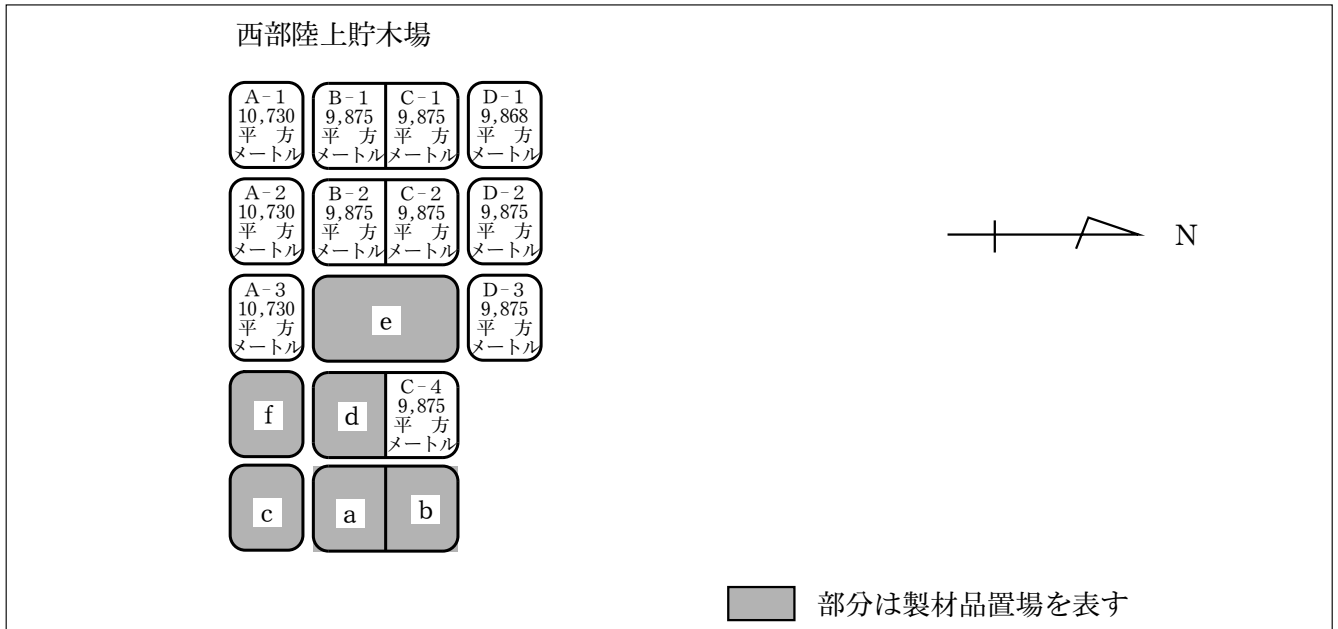
名 称	使用区分	位 置	面 積	備 考
西部陸上貯木場	専用使用	飛島ふ頭内	平方メートル 176,991 (区画は図による)	陸上貯木場

(図は省略)

変更後

名 称	使用区分	位 置	面 積	備 考
西部陸上貯木場	専用使用	飛島ふ頭内	平方メートル 111,183 (区画は図による)	陸上貯木場

図



名古屋港管理組合告示第14号

次の港湾施設は、平成16年4月1日から当分の間、使用を停止する。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地附属詰所

名 称	使用区分	等級	面 積	構 造	位 置
金城ふ頭荷さばき地 附 属 詰 所	一般使用	1	平方メートル 385	鉄筋コンクリート造り 3階建一部4階建	77号岸壁背後

訓 令

訓令第一号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第一条第二項第二号中「を削り、トをくとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルを削り、同号ヲ中「防災管理室」を「危機管理室」に改め、同号ヲを同号又とする。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第二号

組合内一般

事務所規程（平成八年訓令第四号）の一部を次のように改

正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第一条第二項中「東部工事事務所 西部工事事務所」を「港湾工事事務所」

に改める。

第三条を次のように改める。

(港湾工事事務所)

第三条 港湾工事事務所においては、次の事務をつかさどる。

- 一 土木工事(しゅんせつ工事、埋立地造成工事、造園工事その他これらに類する工事を含む。)の施行に関すること。
- 二 土木施設等の技術的保守点検に関する事。
- 三 造成中の埋立地の管理に関する事。
- 四 廃船その他沈没物の除去の工事の施行に関する事。
- 五 水路測量その他深淺測量に関する事。
- 六 出願工事の技術審査に関する事(施設事務所の主管に属することを除く)。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第三号

組合内一般

事務所の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第二条を次のように改める。

(港湾工事事務所の組織及びその分掌事務)

第二条 建設部港湾工事事務所の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 技術第一係、技術第二係及び技術第三係(係別の所管区域及び分掌事務は、建設部長が総務部長に合議して定める)
 - イ 土木工事(しゅんせつ工事、埋立地造成工事、造園工事その他これらに類する工事を含む。)に関する事。
 - ロ 土木施設等の技術的保守点検に関する事。
 - ハ 堀川、新堀川及び中川運河の護岸、堤防等の附属土木施設の工事に関する事。
 - ニ ハの施設の技術的保守点検に関する事。
 - ホ 造成中の埋立地の管理に関する事。
 - ヘ 廃船その他沈没物の除去工事に関する事。
 - ト 水路測量その他深淺測量に関する事。
 - チ 出願工事の技術審査に関する事(施設事務所の主管に属することを除く)。
 - リ 事務所所管工事に係る工事用材料に関する事(技術第一係に限る)。
 - ヌ 所属建物及びその敷地の管理に関する事(技術第一係に限る)。
 - ル 事務所内の庶務に関する事(技術第一係に限る)。
 - ヲ 事務所内他係の主管に属しないこと(技術第一係に限る)。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第四号

組合内一般

名古屋港管理組合行政文書取扱規程(平成十五年訓令第四号)の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第十条中「総務部防災管理室」を「総務部危機管理室」に、「総務部担当課長(防災担当)」を「総務部危機管理室担当課長(危機管理担当)」に改める。

別記二二(一)中「第一条、第二条」を「第一条・第二条」に、「第三条、第四条」を「第三条・第四条」に改め、同別記二九(一)中「又び課長」を、「課長又び主任課長」に改め、同別記二九(二)中「又び課長」を、「課長又び主任課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第五号

組合内一般

名古屋港管理組合事務決裁規程(昭和四十年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第四条第九項中「建設部担当課長(臨港鉄道金城ふ頭線整備担当)」は、同表二の三建設部の表に掲げる事項を削り、同条第十項中「前九項」を「前各項」に改める。

別表第一の二(共通事務)の表担当課長専決事項の欄第三号中「及び技師」を、「技師、海技士、信号士及び運転士」に改める。

別表第二(個別事務)の表二総務部の表総務課の項課長専決事項の欄第三号中「及び電話交換室」を削る。

別表第二(個別事務)の表三港営部の表港営課の項部長専決事項の欄第二十五号中「埋立法第二十三條」の下に「第一項」を加える。

別表第四(個別事務)の表二建設部の表区分の欄中「東部工事事務所」を「港湾工事事務所」に改める。

別表第四(個別事務)の表二の三建設部の表を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第六号

組合内一般

出勤簿処理規程(昭和二十七年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第一条第一項中「企画調整室環境保全センター及び総務部防災管理室」を「及び企画調整室環境保全センター」に改め、「企画調整室各担当」の下に「(企画調整室調整担当、企画調整室企画担当、企画調整室計画担当及び企画調整室統計センターをいう。次項において同じ)」、総務部危機管理室」を加え、同条第二項中「企画調整室担当課長(調整担当)」を削り、同条第二項中「総務部危機管理室」の下に「総務部危機管理室にあつては総務部危機管理室担当課長(危機管理担当)」を加える。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第七号

組合内一般

被服貸与規程（昭和四十六年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

別表類別第八号を次のように改める。

8	1 中川運河通船門及び中川運河ポンプ施設の操作作業及び保守管理の業務に従事する者	作業帽	1	4	ア 1の該当者の防寒上衣は、屋外作業に従事する者のみとする。 イ 作業靴（耐油性）は、1の該当者のみとする。 ウ 安全靴（半長靴）は、2の該当者のみとする。 エ 2の該当者の防寒上衣及び安全靴（半長靴）は、防潮扉の点検修理の作業に常時従事する者のみとする。
		作業服夏上衣	2	2	
	作業服夏ズボン	2	4		
	2 堀川口防潮水門及び同附属ポンプ施設の操作作業及び保守管理の業務並びに防潮扉の点検修理の作業に従事する者	作業服冬上衣	2	4	
		作業服冬ズボン	2	4	
	防寒上衣	1	9		
	作業靴（耐油性）	1	3		
	安全靴（半長靴）	1	3		

別表類別第十三号を削り、同表類別第十四号を同表類別第十三号とし、同表類別第十五号中「総務部防災管理室」を「総務部危機管理室において防災」に改め、同号を同表類別第十四号とする。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第八号

組合内一般

名古屋港管理組合職員衛生管理規程（昭和五十年十月十五日訓令第八号）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第三条の表四の項中「職員課」の下に「。以下同じ。」を加え、同表五の項中「（総務部にあつては職員課）」を削り、同表六の項中「庶務担当課」を「部の庶務担当課」に改め、「企画調整室環境保全センター」の下に「総務部危機管理室」を加える。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港弥富ふ頭内第7貯木場埋立地の分譲について、次の要領により行います。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 分譲場所

弥富町楠二丁目及び三丁目地内

第1区画 約29,000㎡

第2区画 約46,000㎡

第3区画 約51,000㎡

第4区画 約25,000㎡

第5区画 約25,000㎡

第6区画 約54,000㎡

第7区画 約52,000㎡

2 分譲地の利用目的

港湾貨物の保管施設用地（名古屋港に入出港する船舶の積卸し貨物の保管施設用地。ただし、危険物倉庫を除く。）

3 申込者の資格

名古屋港において港運業又は倉庫業を営む港湾関連事業者

4 分譲価格

名古屋港管理組合土地評価委員による評価額

5 土地譲渡代金納付方法

原則として、土地譲渡契約締結時に全額納付

6 申込者の優先順位

希望区画数の多い者を優先

7 分譲方法

(1) 1区画ごとに分譲

(2) 同一区画の希望者が、複数の場合は抽選

(3) 申込者の希望により分筆も可

8 申込（照会）先

名古屋港管理組合建設部管理課庶務係

電 話 番 号(052)654-7925

ファックス番号(052)654-7998

9 申込書類

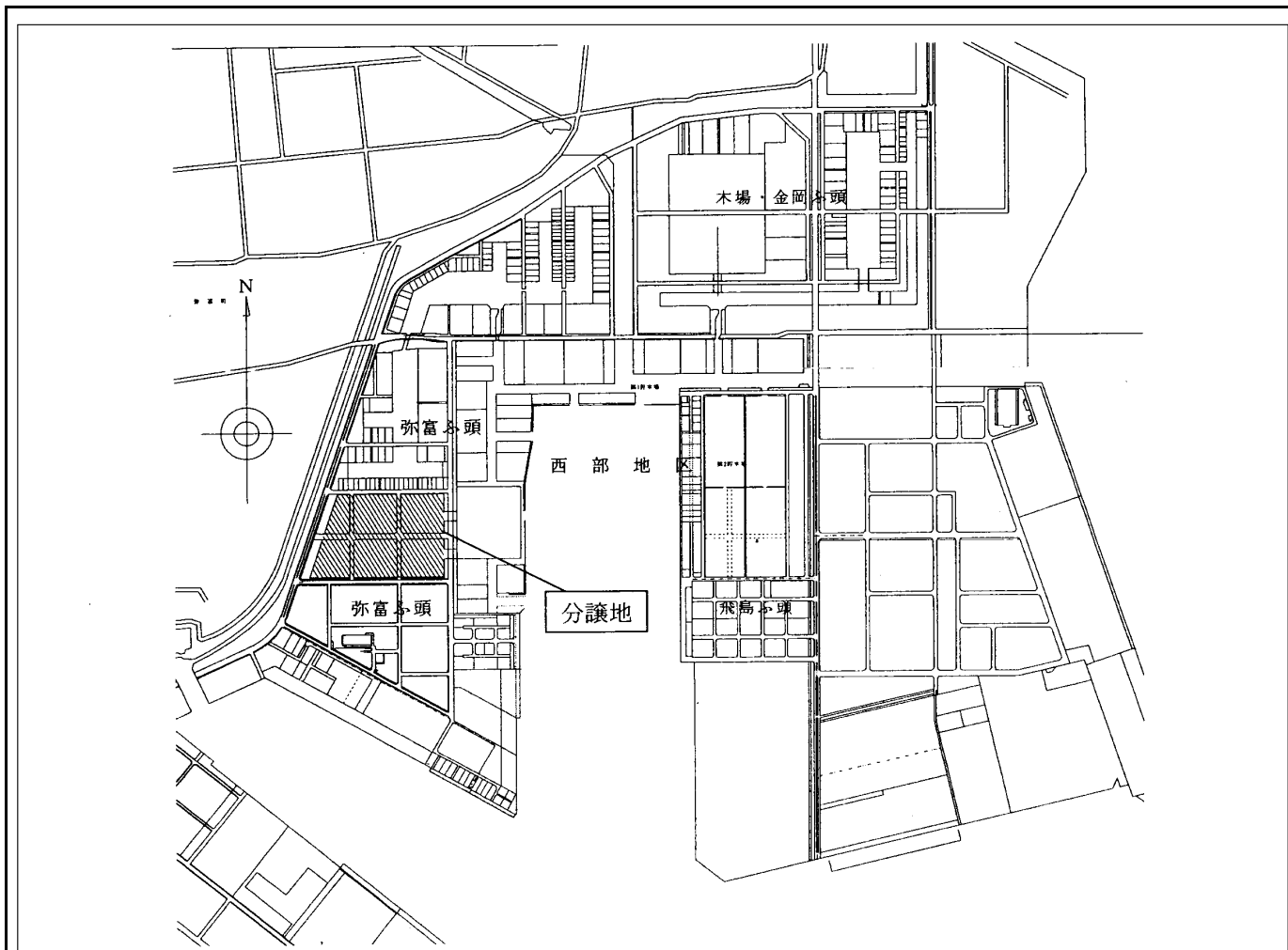
名古屋港管理組合建設部管理課庶務係に用意してあります。

10 その他

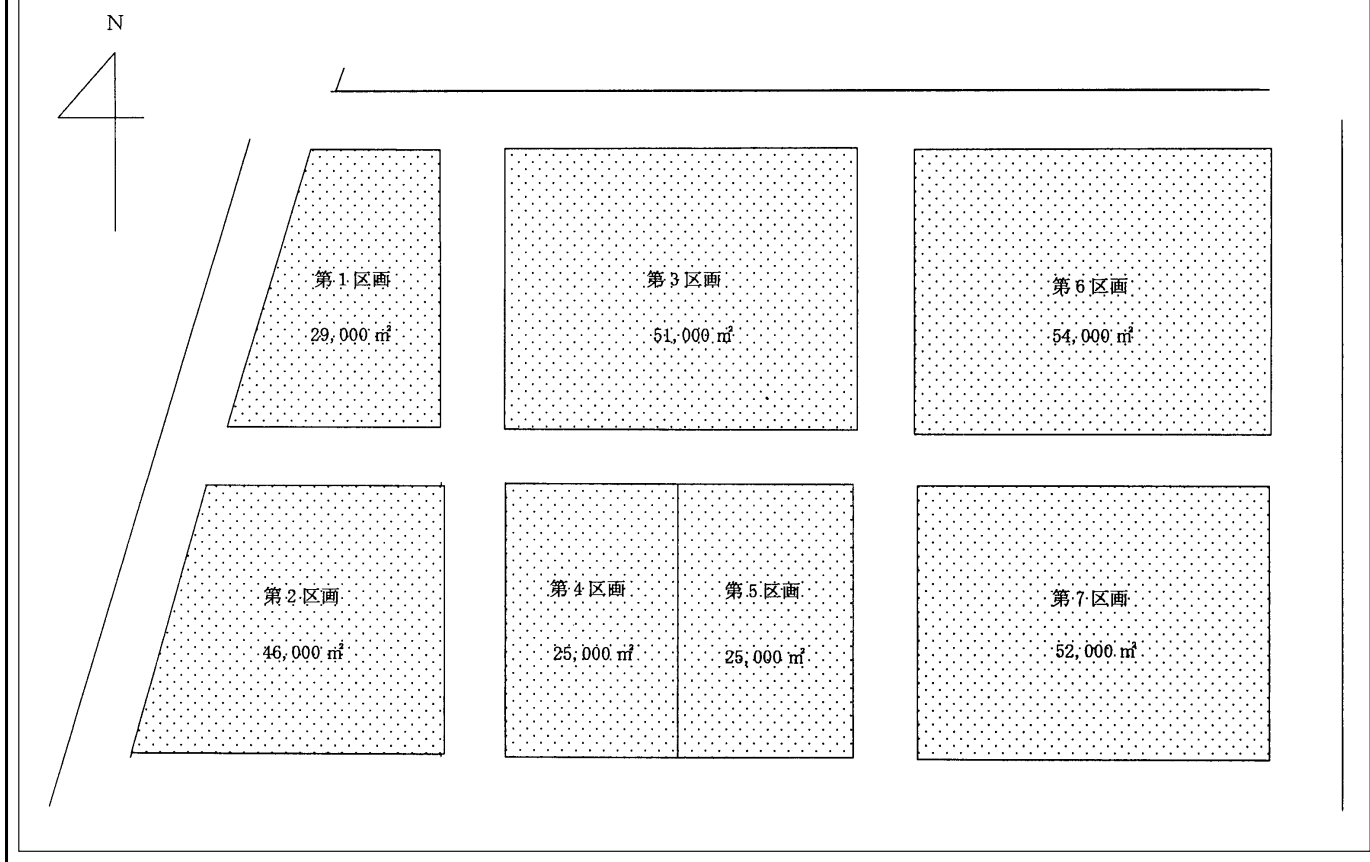
(1) 複数の者が、1区画を合同で申込むことができます。

詳細は、申込み先に照会してください。

(2) 区画内に立ち入って調査をするときは、許可を得て行ってください。



第7貯木場埋立地分譲箇所図



審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。
箕 浦 宗 吉 (3月24日)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合